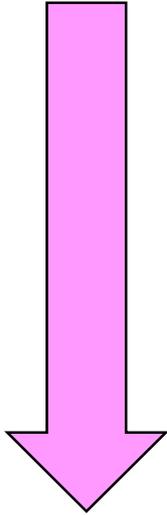


令和8年度大鰐町空き店舗等活用創業支援事業補助金 チェックシート

手続きの流れ

必要書類

①交付申請



事業に着手する前に次の書類を提出してください。

- 交付申請書（様式第1号）
- 事業計画書（様式第2号）
- 申請者が個人である場合：住民票の写し
申請者が法人である場合：法人の登記事項証明書
- 市町村民税に滞納がないことを証明する書類（例：完納証明書）
- 店舗位置図等及び現況写真
- 改修等に係る図面及び見積書の写し等経費の内訳が分かるもの
- 空き店舗等が賃貸である場合：賃貸借契約書の写し
売買である場合：土地及び建物の登記事項証明書
- 誓約書（様式第3号）
- その他町長が必要と認める書類

②交付決定

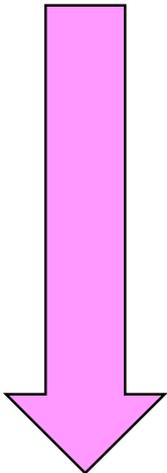


【町から事業者へ】 提出書類等を確認し、交付決定通知を発行します。

③工事着手

④工事完了

⑤実績報告



※事業の変更・中止の際は、手続きが必要です。

※実績報告書の提出期限にご注意ください。

整備完了の日から30日以内または令和9年3月31日までのいずれか早い日までに次の書類を提出してください。

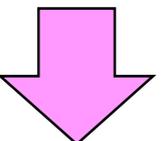
- 実績報告書（様式第9号）
- 事業実績明細書（様式第10号）
- 改修等に要した経費の領収書の写し
- 改修前後の写真
- 営業を開始したことを証明できる書類等の写し（営業許可証）
- 申請時町外に住所または本店がある事業者で
令和7年10月1日以降に町外から転入した方：住民票の写し
令和7年10月1日以降に本店を移転した方：登記事項証明書の写し
- その他町長が必要と認める写真

⑥交付額確定



【町から事業者へ】 提出書類等を確認し、交付額確定通知を発行します。

⑦請求



補助金の請求書類を提出してください。

- 請求書（様式第12号）
- 振込口座がわかる通帳の写し

⑧交付

【町から事業者へ】 請求により、補助金を支払います。